

市民憲章推進者区長表彰

14人の方に授与

3月1日に「市民憲章推進者区長表彰式」が行われまし... 市民憲章は、市民の守るべき規範として、昭和31(1956)年に市民の皆さんの参加のもとに制定されました。市では、毎年定める推進テーマと実践目標に沿って、いろいろな活動を通じ、市民憲章を率先して実践された皆さんを表彰しています。今回、区長表彰を受けられた皆さんを紹介いたします。

- 藤野千代子(格致) 岡川章(成徳) 内田裕子(淳風) 松本泰彦(修徳) 岡本國義(有隣) 勝間昇(植柳) 戸田敏子(稚松) 増川敏子(雅松) 松尾稔(菊浜) 小崎隆(梅逕) 善井綾子(梅逕) 三浦勲(大内) 河村和枝(崇仁) 福田健一(崇仁) 福田健一(崇仁)

下京保健所運営協議会委員を募集します

下京保健所の運営について、地域団体などの代表者の方々とともに意見交換をしていただきます。なお、会議は公開されず。 募集委員数 2人 委員の任期 2年間(平成18年4月1日~平成20年3月31日) 応募資格 次の全ての条件を 満たす方 ①区内にお住まいで18歳以上の方(住民登録が外国人登録をしており日本語の会話が可能なお方) ②国、地方公共団体の議員や常勤の公務員でない方 ③平日昼間に出発可能な方 ④本市の審議会の委員に2つ以上就任していない方

質量計定期検査を行います

取引・証明に使用されるひょう量500キログラム以下の質量計(はかり)は、2年に1回、定期検査を受けなければなりません。正確な計量が行われ、公正な取引が確保されるよう、必ず検査を受けていただくようお願いします。

Table with 2 columns: 検査日, 検査会場. Lists dates from 4月4日 to 4月26日 and various schools/locations like 皆山中学校, 西大路小学校, etc.

時間 午前10時~午後2時30分 印のみ午前10時~午後0時30分

第54回 区民卓球大会結果

下京区体育振興会連合会主催 2月12日に開催された区民卓球大会で、次のチームが表彰されました。 優勝 七条第三体育振興会 準優勝 醒泉体育振興会 三位 有隣体育振興会 七条体育振興会

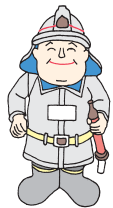


固定資産税評価額の縦覧

4月3日(月)~5月1日(月)

所有資産の評価を確認するために、固定資産税(土地・家屋)の評価額が記載された縦覧帳簿を一覧いただけます。 日時 4月3日(月)~5月1日(月) 午前8時30分~午後5時(土・日・祝日を除く) 場所 資産所在地の区役所・支所(京北地域は、京北出張所) 対象 その区の固定資産税の納税者、相続人(戸籍簿など)の確認書類が必要(納税管理人及びその代理人(本人の委任状が必要)) 土地の納税者は土地の家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿を縦覧できます。 必要なのは、納税通知書(ない場合は、運転免許証や健康保険証など本人であることを確認できる書類) 法人の場合は、請求の際に代表者印の押印が必要 審査の申出 固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産課税または課税課固定資産税担当(京北地域は京北出張所)です。 平成18年度評価替えによる評価の見直し 固定資産税は3年ごとに評価替えを行っています。平成18年度は、評価替えの年にあつており、土地と家屋の評価の見直しを行います。 土地については、地価が下落傾向にある地域は、平成17年7月1日現在までの地価の動向を評価額に反映させます。家屋については、建築物価の動向を評価額に反映させます。

けすぞう君の防災 Q&A あなたもAEDが使えるようになりました



「こたには、消すぞう君です。今回は、一般の方も使えるようになった「AED」についてのお話です。」

臓マッサージに加え、AEDを使用すれば、大切な命を救う確率を高めることができるのです。



Q AEDとはどういうものですか。 A AEDは、Automated External Defibrillator(自動対外式除細動器)の略で、心室細動の状態(心臓が不規則に細かく動き、心臓から血液を送り出すことができず、事実上、心臓が止まっている状態)にある人に対して、電気ショックを与えて正常な状態に戻すための医療機器です。 Q なぜ、AEDが必要なのですか。 A 心室細動が起きた場合、1分ごとに生存退院率が7~10%低下します。そして、そのようなときは電気ショックを与えるのが最も有効とされています。しかし、救急車が現場に到着するまでに全国平均で約6分という時間がかかります。従って、現場にいたあわせた人がいかに早くAEDを使用して電気ショックを与えるかが重要になります。人工呼吸や心臓

Q AEDは、どのような場所に設置されていますか。 A 区内では、下京区役所、ひと・まち交流館 京都、下京消防署といった公共施設や京都駅ビルなどの大勢の人が利用する場所に設置され、今後もさまざまな場所に設置が進められる予定です。 Q AEDは、誰でも使えますか。 A 平成16年7月から、医師などの医療関係者以外に一般の方も使えるようになりました。 Q より効果的にAEDを使うには、どうすればいいですか。 A AEDで応急手当を行う場合は、AEDを使用すると同時に気道確保、人工呼吸、心臓マッサージなどの心肺蘇生法を正しく行う必要があります。そのため、消防局では、市民の皆さんがいざというときに必要な応急手当ができるよう、消防署や市民防災センターで普通救命講習を実施していますので、お気軽にお問い合わせください。 下京消防署防課救急係(☎361-4411)

日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産課税または課税課固定資産税担当(京北地域は京北出張所)です。 平成18年度評価替えによる評価の見直し 固定資産税は3年ごとに評価替えを行っています。平成18年度は、評価替えの年にあつており、土地と家屋の評価の見直しを行います。 土地については、地価が下落傾向にある地域は、平成17年7月1日現在までの地価の動向を評価額に反映させます。家屋については、建築物価の動向を評価額に反映させます。 税制改正に伴い、住宅耐震改修に伴う減額措置が創設されます。 また、土地の負担調整措置は、従来よりも簡素でより一層負担の均衡化を促進させる制度へと改正される予定です。この負担調整措置により、地価が下落しても、平成18年度固定資産税・都市計画税が増額になる場合があります。 固定資産課税(☎371-7196または7197)/資産所在地の区役所・支所の固定資産課税または課税課固定資産税担当